

第1章 総 則

(総則)

第1条 学校法人亀之森住吉学園が設置する幼保連携型認定こども園亀之森幼稚園・かめのもり乳児園（以下「本園」という。）の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

2 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 亀之森幼稚園・かめのもり乳児園
- (2) 住所 池田市住吉2-3-1

(施設の目的および運営方針)

第2条 本園は、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。併せて、住吉神社のご祭神のご神徳を敬迎し、清く・明るく・直く・正しい性情を養うことを目的とする。

2 本園は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第65号）」、「池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）」（以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 職員および職務内容

(職員の職種及び員数)

第3条 本園に配置する職員の職種及び員数は次のとおりとする。ただし、園児の数により員数が変動する。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1)園長 | 1名 |
| (2)副園長 | 1名（必要に応じて） |
| (3)教頭 | 1名（必要に応じて） |
| (4)主幹保育教諭 | 2名 |
| (5)保育教諭 | 17名以上 |
| (6)看護師 | 1名（必要に応じて） |
| (7)栄養士 | 1名 |
| (8)調理員 | 2名以上（栄養士の兼務あり） |
| (9)事務職員 | 1名以上 |
| (10)通園バス運行職員 | 2名以上 |
| (11)助保育教諭 | 1名以上（必要に応じて） |

(12)講師	1名以上（必要に応じて）
(13)保育補助者	1名以上（必要に応じて）
(14)子育て支援員	1名以上（必要に応じて）
(15)嘱託園医	1名
(16)嘱託園歯科医	1名
(17)嘱託園薬剤師	1名

(職務の内容)

第4条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1)園長

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2)副園長

副園長は、園長を助け、園務を整理し必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3)教頭

園長及び副園長を助け、園務を整理し必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(4)主幹保育教諭

保育教諭間の業務調整、教育および保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督、地域の保護者等に対する子育て支援および園長、副園長又は教頭の補佐をする。

(5)保育教諭

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案と共に遊具の安全点検を含む教育・保育環境を整え、実施、記録及び家庭との連絡・相談等の業務を行う。また、常に教材研究・教育保育研修に積極的に取り組む。

(6)看護師

専門的立場からすべての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、園児や職員の健康管理や調乳・離乳食指導及び園児の怪我の際などの応急措置を行う。

(7)栄養士

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(8)調理員

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理し、炊具食器の整備保管を行う。

(9)事務職員

保護者負担額の徴収と理事会が決定した年間予算に基づく経費支出などの会計事務管理を行うとともに、自治体等関係機関への運営上の報告を行う。

(10) 通園バス運行職員

運転員は、通園バス車両の点検・清掃管理及び園児の登降園バスルート運行と臨時の園外保育、遠足等園児引率行事での該当園児の送迎バスの運転を行う。

添乗員は、登降園バス利用園児を正しく乗車させ、運行中の安全・衛生確保に努め、保護者との園児の受け渡しは丁寧かつ確実に行う。

(11) 助保育教諭

保育教諭を補佐する。

(12) 講師

保育教諭または助保育教諭に準ずる業務を行う。

(13) 保育補助員

保育教諭を補助し、園児の教育及び保育に従事する

(14) 子育て支援員

保育教諭を補助し、園児の教育及び保育に従事する

(15) 嘴託園医

内科における園児の健康診断、園児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。

(16) 嘴託園歯科医

園児の歯科健診、園児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。

(17) 嘴託園薬剤師

環境衛生検査、環境衛生に関する助言指導、医薬品等の管理に関する助言指導及び検査等を行う。

第3章 学年および学期等

(学年および学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育および保育を行う日および行わない日)

第6条 教育および保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子ども(第10条第1号に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)については、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3 以下の期間および日においては、1号認定子どもに対する教育の提供は原則として行わない。

- (1) 龜之森住吉神社の祭礼日 10月20日
- (2) 創立記念日 5月11日
- (3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月24日から1月7日まで
- (5) 春季休業 3月21日から4月7日まで
- (6) 土曜日
- (7) 其の他の園長が必要と認めた日

4 園長が教育および保育上の必要またはやむを得ない事情があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育および保育を行うことがある。

5 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育および保育を行わないことがある。

(教育および保育を行う時間)

第7条 保育を行う時間は、次の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

午前9時から午後5時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前9時まで及び午後5時から午後6時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3) 教育標準時間認定に係る保育時間(4時間)

月、火、木、金曜日は午前9時から午後2時30分まで、水曜日は午前9時から午前11時30分を標準とする。ただし、季節その他の事由により園長が必要と認めた場合は変更することができる。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前9時まで及び教育標準時間終了時刻から午後6時30分までの範囲内で、預かり保育を提供する。

2 満3歳以上の園児について、教育標準時間において、教育を行うものとし、年間の教育週数は39週以上とする。ただし、特別の事情がある場合は、39週を下回ることがある。

第4章 定員等

(学級の編制)

第8条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学年の学級数、及び、1学級の園児の数は以下の通りとする。

- | | | |
|--------------------------|-----|-------|
| (1) 1号認定子どもで満3歳児 | 1学級 | 6名以下 |
| (2) 1号認定子ども及び2号認定子どもで3歳児 | 4学級 | 25名以下 |
| (3) 1号認定子ども及び2号認定子どもで4歳児 | 3学級 | 30名以下 |

(4) 1号認定こども及び2号認定子どもで5歳児 3学級 30名以下

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(認可定員)

第9条 本園の認可定員は、306名とする。

(利用定員)

第10条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下この条において「法」という。)

第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもをいう。以下「1号認定子ども」という。) 216名
- (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(保育を必要とする満3歳以上の子どもをいう。以下「2号認定子ども」という。) 60名
- (3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(保育を必要とする満3歳未満の子どもをいう。以下「3号認定子ども」という。)のうち満1歳以上の子ども 24名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6名

第5章 教育および保育等の内容

(教育および保育等の内容)

第11条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育 (法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。) 支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 送迎

園バスによる送迎を行う(ただし、3歳児以上のことものうち、希望者に限る。)。

(4) 食事の提供

(5) その他教育・保育に係る行事等

(6) 子育て支援事業として、つどいの広場事業、キンダーカウンセラー事業、一時預かり(幼稚園型)事業

(給食)

- 第12条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 給食は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法については、栄養ならびに園児の身体的状況および喜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

(健康管理)

- 第13条 園児には、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、記録しておかなければならない。
- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。
- なお、乳児担当保育教諭にあっても、毎月検便を実施するものとする。

(園児の生活)

- 第14条 構造設備は、採光、換気等園児の保健衛生を考慮したものとするとともに、危険防止に十分な処置を講じなければならない。
- 2 園児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たなければならない。
- (1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒すること。
- (2) 食器等は、使用後よく洗い、十分に消毒すること。

第6章 保育料その他の費用徴収

(保育料等)

- 第15条 本園の保育料は次のとおりとする。
- (1) 基本保育料（月額） 園児が居住する市町村が定める金額
- (2) 特定保育料（月額）
- （ア）教育充実費（園舎等施設充実整備及び特色教育担当者加配のため）

3歳児 4,000円

4、5歳児 5,000円

- 2 保育料は、出席の有無にかかわらずその月分を翌月15日までに納入しなければならない。
- 3 保育料は、別に定めるところによりその全部または一部を免除することができる。
- 4 実費徴収費目及び金額については、別表に定めるとおりとする。

第7章 入園、退園、転園、休園および卒園

(入園に関する事項)

- 第16条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。
- 2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、募集要項に定める選考基準に基づく選考を行う。
- 3 2号認定子どもおよび3号認定子どもについては、池田市が行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。
- 4 在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園児が居住する市町村と協議の

上、園長が決定する。

(退園、転園、休園に関する事項)

第17条 退園、転園もしくは休園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第18条 本園は、以下の場合に教育および保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子どもおよび2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

2 園長は園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第19条 園長は、園児の安全の確保を図るため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学教保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条」の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園の職員は、教育及び保育を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者、嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 教育および保育を行ったことにより事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 園長は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。
- 5 本園は、園児に対する教育および保育を行ったことにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 園長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練については少なくとも月1回行うものとする。

第10章 虐待の防止等

(人権擁護および虐待防止)

第21条 園長は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第11章 管理および運営に関する重要事項

(記録の整備)

第22条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(秘密保持)

第23条 当園は、正当な理由がなく、その業務上知りえた支給認定子ども又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 次に掲げる目的のために支給認定子どもに関する情報を提供するときは、文書によりその保護者の同意を得るものとする。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有するとき。
- (2) 他の教育・保育施設へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うとき。
- (3) 保育の質の向上や子どもの発達援助のため、連携する専門機関、専門家、講師等と情報を共有するとき。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うとき。

(苦情対応)

第24条 園長は、その行った教育および保育ならびに子育て支援に関する園児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(保護者との連絡)

第25条 園長は、園児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

第12章 雜則

(その他の事項)

第26条 この園則に定めるもののほか、こども園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

(改正)

第27条 この園則を改正するときは、学校法人亀之森住吉学園理事会の議決を経るものとする。

附則

この園則（兼運営規程）は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(令和4年度用)

項目	対象	金額	徴収方法
育友会費 (PTA)	1号・2号認定児	900円／月	R3年度実績値 4月の育友会総会 で承認されて決定 毎月：口座振替
給食費（主食費+副食費）	1号認定児	4,600円／月	教育標準時間内の給食年 間115回以上を10か月 に分けて分納。4月、8 月分は省く：口座 振替
主食費（1号副食費免除者の場合）	1号認定児	800円／月	4月8月を除く毎月： 口座振替
主食費	2号認定児	1,000円／月	毎月：口座振替
副食費含むおやつ	2号認定児	5,500円／月	毎月：口座振替
月刊絵本代	1号・2号認定児	350円～500円 ／月	毎月：口座振替
通園バス利用料	希望者（1号・2号認定児）	3,200円／月 片道のみ利用 1,800円／月	8月を除く毎月 ：口座振替
宿泊保育代（宿泊代及び朝夕食代）	1号・2号認定児の5歳児	実費 約7,000円	8月：口座振替
検定料	1号認定児	3,000円	入園申込時：現金徴 収
入園事務手数料	1号認定児	30,000円	入園申込時：現金徴 収

(制服・保育用品等実費徴収)

項目	対象	金額	徴収方法
(制服等)			
上着		7,000 円	
ズボン(男児)		2,600 円	
スカート(女児)		3,800 円	
ブラウス長袖(リボン付)		2,900 円	
スモック		1,500 円	
制帽		3,000 円	入園前健診時 : 現金徴収
体操服長袖シャツ	1号・2号認定児	2,350 円	
体操服半袖シャツ		2,000 円	
体操服半ズボン		1,500 円	入園後追加購入時 : 口座振替
ニッケベスト		4,000 円	
ハイソックス2足組		1,000 円	
上靴		1,800 円	
夏用ポロシャツ半袖		2,700 円	
夏用スモック		1,300 円	
ソックス2足組		900 円	
夏麦わら帽子		2,530 円	
(保育用品等)			
シール付お帳面		600 円～700 円	
道具箱		570 円	
サインペン(12色)		800 円	
クレパス(16色)		700 円	
はさみ		520 円	
のり		80 円	
カスタネット		260 円	入園前健診時 : 現金徴収
粘土ケース		280 円	
粘土	1号・2号認定児	450 円	
粘土板		500 円	入園後追加購入時 : 口座振替
自由画帳		270 円	
カラ一帽子		960 円	
氏名印		300 円	
制かばん		5,100 円	
通園バッグ		550 円	
園歌CD		330 円	
鍵盤ハーモニカ		5,500 円	
卒園アルバム(年長)		約 10,000 円	
カラ一帽子	3号認定児	960 円	
レンタルおむつ(希望者)		1,000～5,000 円/月	入園後 : 口座振替

(入園後に諸物価変動等の理由で料金改定される場合には、改定後の料金が適用されます。)

(預り保育・延長保育代)

項目	対象	金額	徴収方法
預り保育代 (教育時間のある日)	希望者（1号認定児）	800円／日 10,000円／月	毎月：口座振替
預り保育代 (長期休暇、代休日等教育時間のない日)	希望者（1号認定児）	1,600円／日 但し、総額で、 夏休み 7月 6,000円 8月 14,000円 冬休み 12月 3,000円 1月 3,000円 春休み 3月 6,000円 4月 6,000円 を超えない額	毎月：口座振替
特別早朝保育代 (7:30～8:00)	希望者（1号認定児、および2、3号認定児（保育短時間））	200円／回	毎月：口座振替
早朝保育代 (8:00～8:30)	希望者（1号認定児、および2、3号認定児（保育短時間））	100円／回	毎月：口座振替
2、3号短時間延長保育代 (17:00～17:30)	2号認定児（保育短時間） 3号認定児（保育短時間）	200円／回	毎月：口座振替
2、3号短時間延長保育代 (17:30～18:00)	2号認定児（保育短時間） 3号認定児（保育短時間）	200円／回	毎月：口座振替
特別延長保育代 (18:00～18:30)	希望者（1号認定児、および2、3号認定児（保育短時間））	200円／回	毎月：口座振替
預り保育給食代 (教育時間内で給食を食べない日)	希望者（1号認定児）	400円／食	毎月：口座振替
預り保育おやつ代	希望者（1号認定児）	100円／食	毎月：口座振替

(課外教室代)

課外：絵画教室	希望者（1号・2号認定児の4、5歳児）	入会金3,000円 月会費4,000円	毎月：口座振替
課外：体操教室	希望者（1号・2号認定児）	入会金3,000円 月会費4,000円	毎月：口座振替
課外：球技教室	希望者（1号・2号認定児の4、5歳児）	入会金3,000円 月会費4,000円	毎月：口座振替
課外：能力開発教室	希望者（1号・2号認定児の5歳児）	入会金5,000円 週2コース 15,000円／月 週3コース 20,000円／月	毎月：口座振替
課外：水泳教室	希望者（1号・2号認定児の4、5歳児）	主催者ナックルズポーツクラブの定めた金額	主催者ナックルズスポーツクラブにて徴収